

矢吹町まちづくり団体登録制度による活動記事掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、矢吹町まちづくり団体登録要綱（平成28年矢吹町告示第46号）第4条に基づき、登録したまちづくり団体（以下「まちづくり団体」という。）が町の所有する広報媒体（町広報、町ホームページ、町 facebook 等）への掲載依頼に関し、必要な事項を定めることにより、公平性を確保することを目的とする。

(掲載することができる記事の範囲)

第2条 まちづくり団体が掲載することができる記事は、原則、町全域の町民が対象となる事業を対象とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、一部地域の町民や特定の団体会員を対象とした事業は掲載しないものとする。

(1) まちづくり団体が町内で活動する又は活動したまちづくりに関する記事及び写真

(2) まちづくり団体が町民に対して募集する記事及び写真

(3) その他、町民にとって有益であると認められる記事及び写真

2 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

(1) 町の品位、公共性又は公益性を損なう恐れがあるもの

(2) 公の利益とならないと考えられるもの

(3) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの

(4) 政治活動や宗教活動のもの

(5) 公の秩序、又は善良な風俗に反すると認められるもの

(6) 協賛や寄付など金及び物品を募ることを主な内容としているもの

(7) 売名行為と考えられるもの

(8) 個人の宣伝や活動を目的としたもの

(9) 一定期間内に連続した同一の記事

(10) 前各号及び別表に掲げるもののほか、町長が掲載記事として適切でない判断するもの

(原稿の提出期限等)

第3条 原稿は、矢吹町広報媒体掲載記事申込書（別記様式）により提出するものとする。なお、原稿は、原則、掲載希望日の2週間前までに、まちづくり推進課へ原稿を紙面、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。

(免責)

第4条 町は、理由のいかんを問わず、本広報媒体の提供が遅延し、中断又は停止したことに起因して、団体又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 町は、本広報媒体を通じて提供されるまちづくり団体の情報等に起因して生じた団体又は第三者の損害に対して一切の責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

分 類	掲載を不相当とする事項
1 共通事項	(1) イベント等の開催にあたり、駐車場を確保していない場合及び公共交通機関で行くことが困難な場合等の来場に支障がある場合 (2) 同じ内容で、過去又は最近トラブルがあった場合 (3) 団体の会員となる要件が限定的である場合 (3) 飲食又は購買を強要される場合 (4) 周囲への迷惑行為となる場合
2 講座、講習会、教室、塾、サークル等	(1) 主催者を問わず、参加料等が類似するイベント等と比較して著しく高額で用途が不当な場合 (2) 会場を問わず、企業、自営業者などの営利組織が主催するイベント等で、正業との関連性が高い場合。ただし、社会貢献活動として無料又は実費相当額で行うものを除く。 (3) 会場を問わず、講師業、インストラクター等を正業（又は正業に相当する）としている者が主催する教室、塾、サークル等の場合。ただし、社会貢献活動として無料又は実費相当額で行うものを除く。
3 展示、作品展	(1) 企業、自営業者等の営利組織が自らの商品を出展する場合 (2) 展示要素より、販売目的が高い場合 (3) 入場料を徴収する場合。ただし、社会貢献活動として無料又は実費相当額で行うものを除く。 (4) 入場料に飲食代等が含まれている場合
4 フリーマーケット、バザー等	(1) 企業、自営業者等の営利組織が自らの商品を出展する場合 (2) 出店者の募集が公により実施されていない場合 (3) 適切な出展スペースが確保できない場合

5 祭り	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業、自営業者等の営利組織が主催し、営利目的が強いと判断される場合 (2) 参加者を限定している場合
6 相談	<ul style="list-style-type: none"> (1) 費用が高額な場合 (2) 無料相談であるが、その後、有料の相談を強要又は誘導される場合
7 コンサート、講演	<ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年の健全な育成を阻害する場合 (2) 入場料が、類似するイベント等と比較して高額な場合 (3) 公益性があると判断できない場合
8 募集	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前回掲載から6ヶ月を経過していない場合 (2) 登録されたまちづくり団体に属さない団体の会員募集の場合 (3) 会費が類似する団体等と比較して著しく高額である場合 (4) 会費の用途が不当な場合 (5) 企業、自営業者等の営利組織が団体を設立し、会員を募る場合

